

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

旅館業法の一部改正（H29.12.15 公布、H30.6.15 一部施行）により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されることに伴い、次のとおり当該「旅館・ホテル営業」に係る許可申請手数料を定める。

現 行			改正案	
ホテル営業	1 件につき 30,600 円	⇒	旅館・ホテル営業	1 件につき 30,600 円
旅館営業	1 件につき 30,600 円			

2 施行期日

平成30年6月15日から施行する。

※ 「旅館・ホテル営業」に係る許可の申請に対する審査は、施行日前においても行うことができることとする。